

# 宅地擁壁等の危険度調査・防災対策(防災・安全交付金)

## □補助要件等

(1) 宅地擁壁等の 危険度調査	事業者	地方公共団体、宅地所有者（間接補助）等
	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査・測量、地盤調査、安定解析に要する費用の1/3</li> <li>ただし、地方公共団体以外の交付金事業者が行う場合、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額</li> <li>(※補修・耐震補強にかかる設計費は補助対象としない)</li> </ul>
	要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難路等の公共施設に接していること</li> <li>②次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土の高さ2m以上、盛土上に家屋が2戸以上存在</li> <li>・切土の高さ2m以上、切土斜面が崩壊した際の影響範囲に家屋が2戸以上</li> </ul> </li> </ul>
(2) 宅地擁壁等の 防災対策	事業者	地方公共団体、宅地所有者（間接補助）等
	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地擁壁等の崩落により、公共施設等に生じる被害のおそれを除去するために行う防災対策（排水工、土留工等）に要する費用の1/3</li> <li>ただし、地方公共団体以外の交付金事業者が行う場合、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額</li> </ul>
	要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①盛土規制法（旧宅造法）に基づく勧告、造成宅地防災区域の指定、若しくは災対法に基づく避難の指示等がなされた地域</li> <li>②避難路等の公共施設に接していること</li> <li>③次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土の高さ2m以上、盛土上に家屋が2戸以上存在</li> <li>・切土の高さ2m以上、切土斜面が崩壊した際の影響範囲に家屋が2戸以上</li> </ul> </li> </ul>

### (1) 危険度調査



### (2) 防災対策

